

薩摩川内市における中心市街地の変容と地形環境

Change in the town centre and landform environment in
Satsumasendai

永迫俊郎*・石塚孔信**・森脇 広***

Toshiro NAGASAKO, Yoshinobu ISHIZUKA and Hiroshi MORIWAKI

1. はじめに

歴史的都市は、立地位置選定に当り、洪水を回避しうる位置、交通の要衝、地域中心地などを選択しているため、位置的には各時代を通じて長く継承しうる有利性をもち、時代に相応する都市機能を発揮しながら生き続けている（山田・山崎編，1997）．全国で普遍的にみられる中心市街地の空洞化は、こうした都市の変容の一断面で、公共施設の転出や規制緩和及びモータリゼーションによる小売業・サービス業の外延的拡散が要因とされる．通時的ないし長い時間スケールで捉える場合、地形をはじめとした自然環境を含めた検討がなされるのに対して、焦点を絞った経済活動に関する研究では、都市の地面は鉄板のごとく均質で強固な舞台として扱われ、地形環境が射程に収められることはまずない．

たしかに、科学技術の発展により自然改変や大規模な人工建造物の建設が一般的になったため、自然的側面を捨象するのは当然の流れであろう．シラス地域の人間活動の展開を地表環境と関連づけて論じた Nagasako (2004MS) が、近世以後は社会経済的要因が台地利用の主因となり、人間活動の地表環境への依存度が希薄になったと指摘したように、現代の経済的事象を取り扱う際には地表環境の重要性は低いのもかもしれない．

しかし、都市型洪水や埋立地の液状化など、災害に対する都市の脆弱性が露呈するにつれ、また環境負荷の少ない 21 世紀型社会への胎動が強まるにつれ、自然環境への意識が高まっている．こうしたなかで発生した東日本大震災は、人間社会が自然といかに折り合いをつけていくか、換言すると人間と自然の関係について、考え直す契機を与えたといえる．防災意識の向上やハザードマップの隆盛にみられるように、自然への関心・理解が強化されたこの機に、これまでまず行われてこなかった都市での経済活動と自然環境との関係を議論することは、極めて重要で急務である．

その一つの試みとして、本稿では地方都市における中心市街地の変容と地形環境についてそれぞれ検討を行い、両者の関係について考察する．ここで対象地域としたのは、鹿児島県の薩摩半島北西部の中核をなす薩摩川内市の中心市街地である．本研究は、防災や持続可能性の高い都市計画といった具体的な面で調査地域に貢献することはもとより、現代の事象を対象にする経済学の研究手法に新風を吹き込む可能性をもっている．

* 鹿児島大学非常勤講師

** 鹿児島大学法文学部

*** 鹿児島大学法文学部

薩摩川内市は旧川内市を中心として、2004年10月に9市町村（甕島4ヶ村を含む）が合併して発足した。2012年6月1日現在の人口は99,735人で、九州新幹線（部分開業：2004年3月，全線開業：2011年3月）の駅設置が最近の大きな出来事である。甕島を除いた市域のほとんどが川内川の流域に属し、薩摩川内市街地も川内川と支流の隈之城川が合流する川内平野に立地しており、川内川と密接に関わった土地である。川内川は国見山地の白髪岳を水源とし東シナ海の薩摩灘へ注ぐ、幹川流路延長137km、流域面積1,600km²の一級河川で、ときに水害の被害を与えてきた。川内川河口付近には、川内火力発電所と川内原子力発電所があり、九州電力との関係が強い自治体でもある。

2. 薩摩川内市の中心市街地の変容

1) 旧まちづくり3法

1980年代後半、中心市街地の衰退が進行し、その活性化のために、まちづくり3法（旧法）が制定され、市町村が同法に基づく中心市街地活性化基本計画を策定し、国等の補助金を得て中心市街地を活性化させる取組みが行われた。ところが、地方都市の中心市街地はさらに空洞化が進行した。そこで、まちづくり3法を一部改正して、「選択と集中」によって補助対象を絞り込み、中心市街地活性化の効果をあげる試みが行われている。ここでは、矢作（2006）、衣川（2009）を参考に新旧まちづくり3法を比較検討し、さらにそれが薩摩川内市の中心市街地にどのような影響を与えてきたかについて見ていきたい。

1950年代初頭に日本でもスーパーマーケットが登場し、高度経済成長期を通じて大型のスーパーマーケットが増加し、既存の商店街に影響が及び始めた。こうしたなかで、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（以下、大店法という。）が1974年に施行され、店舗面積が1,500m²以上の小売店を大型店と定義し、通産大臣への届出制にした。同法では、消費者の利益を配慮しつつ、周辺の中小小売業の事業活動の機会を確保することが目的とされた。実際に調整にあたるのは商業活動調整協議会（商調協）で、店舗面積を制限するなど大型店の出店を厳しく規制した。さらに、1978年には500m²以上の店舗も対象にされるようになった。

しかし、1989年になると米国が日米構造協議で大店法の閉鎖性を批判し、市場開放を要求した。その後、日本政府は1998年5月に大規模小売店舗立地法（大店立地法）を制定し、2000年6月の施行に伴い大店法は廃止された。

日本の財界においても、経済団体連合会は「大店法の廃止は、規制緩和の進展を内外に示すものであり、わが国の行政改革の歴史の中でも特筆すべき第一歩となろう」と大店法の廃止を歓迎した。また、大店立地法について「地方における商業調整を目的とする条例・要綱が早急に一掃されるとともに、新法の運用においても、いわゆる『上乗せ規制』的な規制が横行しないよう、あらゆる手段が講じられることを要望する」という意見書を提出し、大規模小売店舗の出店規制をいっさい廃止することを求めた。

大店立地法は、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境（具体的には、交通渋滞、騒音、

ごみ問題等)の維持のために大規模小売店舗の配置と運営方法を適正化することを目的としており、出店規制を目的としたものではない。このことから、大店立地法は、経済的規制でなく、社会的規制であると言われている。

さらに、大型店に有利な措置として、店舗面積 1,000m²以上の小売業を大規模小売店舗とし、飲食店や映画館などのサービス業は店舗面積に加算しないこととした。さらに、第13条では、地方公共団体は、大規模小売店舗の立地に関して、「地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」とし、郊外型大規模小売店舗の進出を地元の商業事情などによって規制しないように定めた。すなわち、小売業の出店規制のほぼ完全な撤廃を定めたのである。一方で、イギリスやドイツでは、中心街の賑わいと生活環境を維持するために、都市計画等によって大型店の出店規制が行われている。大店立地法の制定とともに、政府は、1998年11月に、都市計画法の一部改正を施行し、2000年5月に改正都市計画法の抜本的改正を行った(2001年5月施行)。これによって、市町村が特定用途地区を定められるようになり、大型店の進出を認可することができるようになった。もっとも、この改正都市計画法は、大型店の郊外出店を規制することにも使うことができるが、大店立地法が大規模小売店舗の郊外出店規制を禁止し、地方政府の首長(市長など)が大規模店舗の進出を歓迎する傾向が強いなかで、現実には出店規制に使われることは少なかった。また、近隣の市が大型店を誘致しても、他の市町村が意見を述べるできないという不都合があった。

他方で、政府は、1998年7月に、空洞化しつつある中心市街地を活性化するために「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(以下、中心市街地活性化法という)を施行した(旧法)。この法律は、市町村が、商工団体等の関係者と協議のうえ、中活基本計画を策定し、関連省庁から補助金を得られるようにしたものである。また、計画の実施のために、TMO(town management organization)を組織することとした。この旧中心市街地活性化法の関係省庁は、通商産業省、建設省、自治省、農林水産省、運輸省、郵政省、文部省、厚生省、労働省、警察庁、国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁の13の省庁にわたっており、縦割り行政の弊害が顕在化していた。

以上の3つの法律をまとめて、まちづくり3法(旧法)という。この旧まちづくり3法の枠組みは、一方で大規模小売店舗の郊外出店規制を撤廃し、他方で中心市街地を活性化させることを目的としており、矛盾を内包するものであった。

結果として、日本の地方都市のいたるところに、無秩序に郊外型巨大店舗と巨大ショッピングセンターが建造されるようになった。この巨大な郊外型大規模商業施設は、買い物の人の流れを中心街から郊外に大きく変え、中心商店街と中心市街地が急速に空洞化していった。2005年4月現在で、663の市町村が中活基本計画を作成し、365のTMOが認定されたが、成功したところはほとんどなく、中心市街地はいっそう空洞化していった。

1980年代前半の日米貿易摩擦に端を発し、その後のプラザ合意による円高不況、それに続く日本のバブル経済の生成と崩壊、その間の日米構造協議による規制緩和の圧力に対応

するために、旧まちづくり3法は日本政府の場当たりの政策であった。この法律の施行とともに、日本全国の地方都市の中心商店街が急激に崩壊していった。その結果、地方都市の中心市街地の空洞化が一気に加速した。地方都市においては、旧まちづくり3法に対する批判と反省の声が噴出している。

2) 改正まちづくり3法

以上のように、旧まちづくり3法のもとで中心市街地活性化策が推進されたが、期待された効果があげられず、地方都市の中心商店街は一般的に空洞化が進行した。そのような中で、2006年には、中心市街地活性化法と都市計画法が改正されることになった。ところが、問題の大店立地法は改正されなかった。指針が変更されたが、同法の適用に関して大きな変更はない。

改正中心市街地活性化法は「中心市街地の活性化に関する法律」に名称変更され、中心市街地活性化に関する基本理念の設定、中心市街地整備推進機構・商工会議所等によって組織される「中心市街地活性化協議会」の設置、基本計画の内閣総理大臣の認定、中心市街地活性化本部の設置等をうたった。

これにより、内閣府に中心市街地活性化本部が設置され、2006年9月に「中心市街地活性化を図るための基本的な方針」が閣議決定された。活性化基本計画の認定権限が経済産業大臣から内閣総理大臣に替わり、これまでのTMOに代わるものとして「中心市街地活性化協議会」を設置することとされた。

新法では、商業面だけでなく、総合的な視点から中心街の活性化を図ることとされている。旧法では、商店街の活性化が主要な目標であったが、商店街の活性化は目標のひとつに後退し、まちなか居住の推進、公共施設の整備などが推進目標に加えられた。また、都道府県が中心市街地に特別区域を指定し、その区域への大型店の出店については地区説明会を不要とした。この改正は、大型店を中心市街地に誘導するものである。

都市計画法の改正では、10,000m²を超える大規模小売店舗などの大規模集客施設の出店は、商業、近隣商業、準工業の3種の地域のみ出店可能であり、第二種住居、準住居、工業地域のほか、市街化調整区域や白地地域において原則禁止にした。これによって、郊外型大規模店舗の出店は制限しやすくなった。また、旧法で除外した飲食店、映画館、娯楽施設などの大型施設も規制の対象にした。

かくして、新まちづくり3法は、大枠では大規模店舗の郊外出店を制限し、中心街にコンパクトな都市機能を有するまちづくりを指向している。このような意味において、コンパクトシティと呼ばれるまちづくりに方針転換をしたといわれている。なお、コンパクトシティは欧米で考え出された概念であり、まちの持続可能性等をも重視している。

新法のもとでは、政府は、数値目標を盛り込むことを求めたうえ、「選択と集中」という支援方針を採用し、やる気のある市町村に重点配分することにした。しかし、どの地方都市でも、中心市街地の衰退は深刻であり、申請件数も認可件数も急増している。

結果的に、多くのまちは旧法によって、きびしい状況に陥った。旧法のもとで認可された巨大な郊外型大規模店舗（ショッピングセンター、ショッピングモール）が営業を続けており、いったん変わった人の流れは容易には元に戻らない。また、大店立地法が改正されておらず、新法のもとでも、郊外での巨大商業施設の出店は各地で続いている。そのため、多くのまちな市の中心市街地はさらに疲弊しており、空洞化の進行が止まらない。

以下では、薩摩川内市の中心市街地の変遷について概観し、まちづくり3法によって、中心市街地の外に広がっていったロードサイド店や郊外型大規模店舗の分布と中心商店街の衰退との関係を明らかにしたい。

3) 薩摩川内市中心市街地の歴史

薩摩川内市の中心市街地は、藩政時代向田が、水上交通の要衝として藩から商行為を許された浦町として栄え、さらに参勤交代の宿場として藩主が宿泊する御行館、年貢米などを管理する地頭館の他、別当所という宿駅往来、人夫、郵便等を司る役所や祈答院地方から輸送されるコメなどを貯蔵する蔵があったことが現在の礎となっている。白和地区は平佐領主北郷家の城下町で奥の家中が居住し、鹿児島・京都・大阪方面との取引のための御用商人が大々的に取引を行っていた。

明治期には、人の往来・物資の輸送など船を利用するものが多くなり、川内川の両岸、向田の渡唐口から大小路の戸切が船の出入りの場所であった。街並みは河岸に沿って発達し、大小路には旅館が、向田には旅館、料亭、劇場があった。また、明治末期には大型の製糸工場が立地し、このころは白和、向田本町が川内の中心市街地であった。

大正3年には、鉄道が開通したが、昭和初期までは川内川を利用した船による貨物の輸送が多く、農林産物や生活必需品などの集散により、川内商業の活力が形成されていった。これに伴い自然発生的に御飯屋馬場から向田、白和にかけて問屋街が形成された。また、向田では四日市と呼ばれる交換市が立っていた。大正期は、向田、白和、大小路が中心で、このうち向田がもっとも賑わいを見せ、商業の他、郡役所、郵便局、警察署が置かれ、また、金融機関も数多く設置されていた。白和は、商店と共に製紙工場や焼酎工場が立地し賑わいを見せていた。また大小路も裁判所、専売公社、女学校などが立地していた。



図1 薩摩川内市中心市街地の位置
資料:薩摩川内市中心市街地活性化基本計画(2008)

昭和初期になると、繁華街は向田、白和から国道筋（現在の太平橋通り）に移っていった。人通りも増え、太平橋通りや堀田通りには、映画館等の娯楽施設も増えていった。平佐川は、現在の春田川を経て直接川内川に流れ込んでいたが、1944年に現在の流路になった。

市街地は、1945年の戦災により多大の被害を受けたが、商店街の立ち直りは早く、卸小売業の増加をはじめ多くの商店が立地し、商工業都市に変化していった。1948年から戦災復興都市計画事業（土地区画整理事業）が施行された。昭和30年代から昭和40年代にかけて、百貨店や地元企業のスーパーが立地し、昭和60年代までは非常に賑わっていた。

1994～1996年にかけて郊外への大型店進出により、中心市街地の空洞化が顕著に現れ始め、中心市街地活性化のために、国道3号線向田地区歩道景観整備事業が実施された。さらに、九州新幹線の開業に合わせて、川内駅舎を含めた川内駅周辺の整備が行われた。

4) 中心市街地の衰退と大型店の郊外への出店

薩摩川内市の中心市街地は、人口、世帯数は市全体と比べて減少傾向が強く、高齢化率は川内地区（旧川内市）と比べて高くなっている。また、中心市街地の小売商業は、商店数、従業員数、年間販売額、売り場面積いずれもここ20数年間減少傾向が続いている。また、経営規模が小さいこと、販売効率（店舗当り販売額、従業員当り販売額）、売り場効率ともに中心市街地以外の川内地域（旧川内市）に比べて低水準にあることから、小規模店舗による零細性が強い商業地の性格となっている（表1）。

これに対して、中心市街地以外の川内地域では、従業員数、年間販売額は増加もしくは横ばいで推移し、売り場面積は急激に拡大しており、この結果、1988年から2004年までに川内地域に対する中心市街地の商業の割合は図2のように変化している。

薩摩川内市における大規模小売店舗は、中心市街地から半径4km以内の区域の幹線道路に面した場所に立地している（図3）。

表1 中心市街地商業指標の推移

		中心市街地	中心市街地以外の川内地域
		H16	H16
商店数	店	180	707
従業員数	人	762	4360
年間販売額	百万円	10388	69323
売場面積	m ²	18943	103377
一店舗あたり従業員数	人/店	4.2	6.2
一店舗あたり販売額	百万円/店	57.7	98.1
一人当たり販売額	百万円/人	13.6	15.9
売場効率	万円/m ²	54.8	67.1

資料：2004年薩摩川内市商業統計

図3によると売り場面積1,000m²以上の大規模小売り店舗は、1980年代以前は、中心市街地に4店舗、それ以外に2店舗が立地しており、中心市街地に集中して立地していたが、大店法時代で規制緩和が進んだ1990年代には、国道3号線と国道267号線のロードサイドを中心に8店舗が郊外に進出していった。その間、一方では、1989年には、「川内警察署」と「川内社会保険事務所」が中心市街地から郊外に転出し、1996年には「だいわインテリア家具」が、1997年には「シマヤ百貨店」が中心市街地から撤退・閉店している。大店法から大店立地法に移行して、さらに規制緩和が進んだ2000年代になると国道3号線と県道川内加治木線のロードサイドに5店舗が立地していき、さらに郊外に延伸していった。その結果、2004年には、大規模小売店舗は川内地域小売店舗総売場面積の61.9%を占めており、うち、中心市街地以外に立地する割合が53.0%である。それに対して、中心市街地に立地する大規模小売店舗の売場面積割合は9%弱に過ぎない(表2)。

このように、薩摩川内市では、大店法時代に規制緩和の進んだ1990年代初めから、大店立地法へ移行した旧まちづくり3法時代にかけて、大規模小売店舗が、中心市街地から幹線道路のロードサイドを中心に郊外へ展開していったことがわかる。すなわち、薩摩川

内市においても他の地方都市と同様に1990年代から規制緩和の流れと共に大型店が郊外に立地することによって、中心市街地が衰退していくという流れの中にあつたのである。もちろん、その間、モータリゼーションがそれに拍車をかけたのも他都市と同様である。

表2 大規模小売店舗売場面積の割合

	店舗数(店)	売場面積(m ²)	川内地域売場面積全体に占める割合(%)
中心市街地に立地	4	10936	8.9
中心市街地以外に立地	15	64829	53
合計	19	75765	61.9

資料：2004年薩摩川内市商業統計

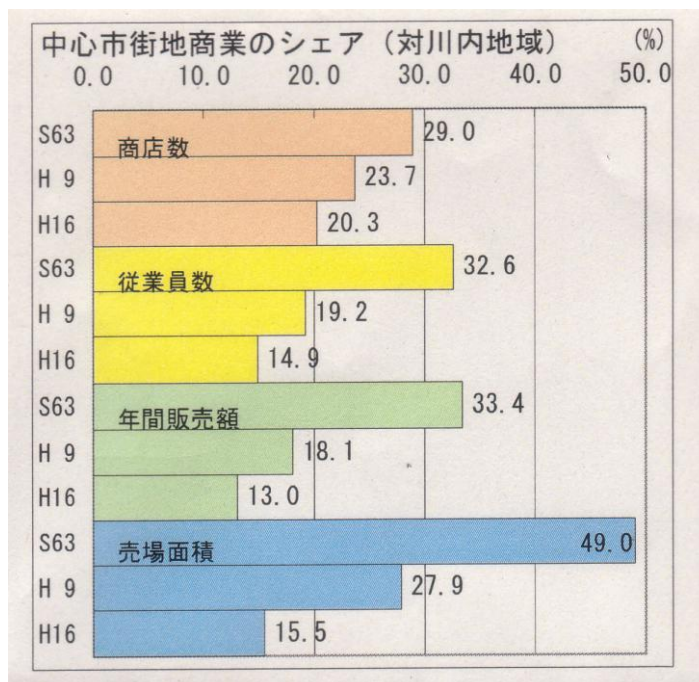


図2 中心市街地商業のシェア (対川内地域)

資料:薩摩川内市中心市街地活性化基本計画(2008)

2006年のまちづくり3法の改正に伴い、薩摩川内市もコンパクトシティを目指して、中心市街地の活性化に取り組んでいる。まちづくり会社と商工会議所、市役所が連携して、中心市街地活性化協議会を中心に中心市街地活性化基本計画を策定し、国（内閣府）の認定を受けるべく活動しながら、実質的な活性化策を模索している。ただ、20数年来の規制緩和政策により衰退した中心市街地を活性化するためには、それに匹敵するくらいの時間をかけなければならないだろう。



写真1：中心市街地（太平橋通り）

写真2：郊外ロードサイド店（永利）

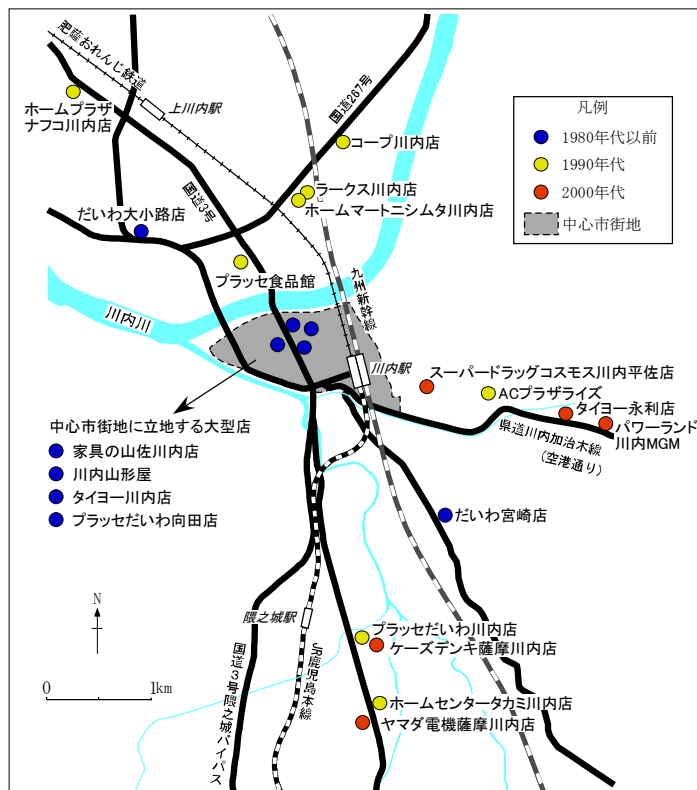


図3 薩摩川内市の大規模小売店舗の立地状況

資料:薩摩川内市中心市街地活性化基本計画(2008)

3. 地形環境

1) 大地形的背景

最初に川内平野の大地形上の位置について明らかにしておく。九州の大地形は、中央を北東から南西に走る九州山地によって大きく区分される（図4）。地形的にはこの北西縁を走る大断層—中央構造線—から南側が南部九州、これより北側が中部・北部九州に区分されている（町田ほか，2001）。福岡県の北部から佐賀県・長崎県にかけての北部九州が第三紀やこれ以前の基盤岩類からなる山地を主体とした山地地帯であるのに対し，中部九州は別府-島原地溝帯に示されるような張力場にある。ここには第四紀の火山である阿蘇カルデラや久住カルデラなどの巨大カルデラ，雲仙，久住，鶴見・由布岳などの成層火山などからなる火山群とこれから噴出した火山噴出物によって形成された山地や丘陵・台地が広く分布する。

九州西岸は入り組んだリアス式の海岸が特徴的である。構造的な作用によって概形が作られた有明海は最大の内海を形成する。ここには九州最大の河川である筑後川によって形成された筑紫平野をはじめとする低地が形成されている。有明海は日本最大の干満差をもつ湾で，これによって海岸には広い干潟が形成されている。

こうした中・北部九州の地形に対して，急峻な九州山地によって中・北部九州から分断された南部九州は，低山・丘陵・台地が広く占める。これらの地形の配列は，基本的には，プレートテクトニックな要因によって支配され，ほぼ南北に帯状に配列した地形構造をもつ。加久藤・小林カルデラ，霧島火山東縁から大隅半島西縁，屋久島西縁，トカラ火山列と薩南諸島の間をほぼ南北に走る火山フロントを境に地形的な構造はかなり異なる。

火山フロントの東側の前弧に

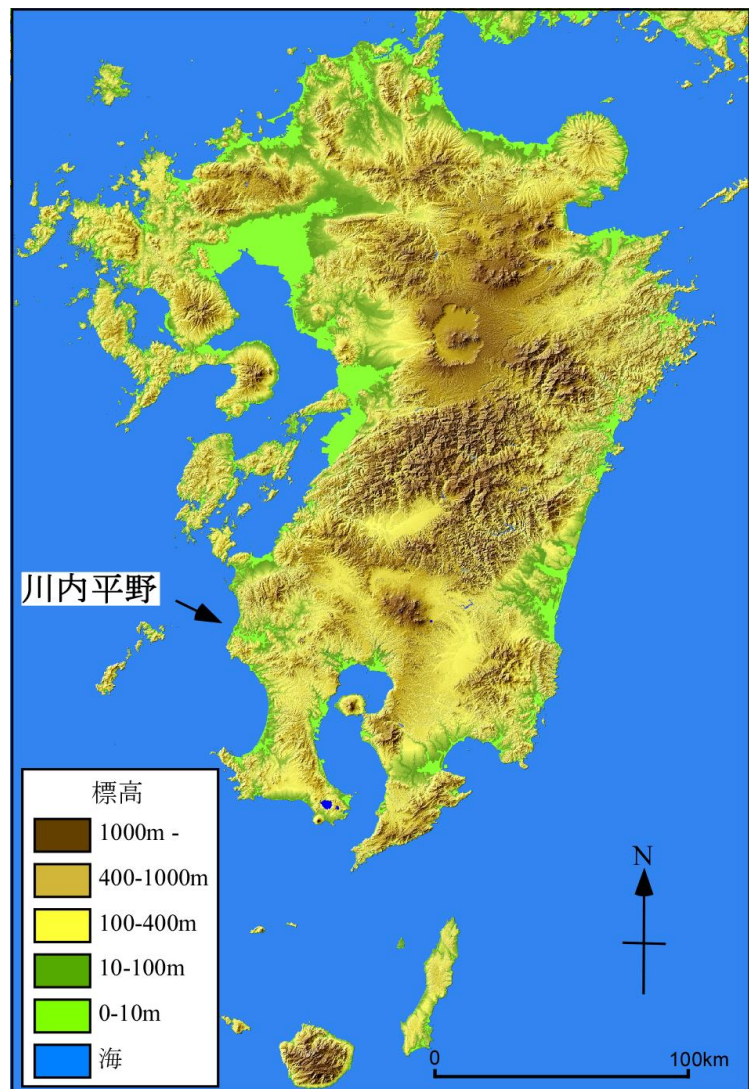


図4 九州の地形

国土地理院「数値地図50mメッシュ」をデータとして，カシミール3Dで作成

は宮崎平野，鰐塚山地，都城-鹿屋低地帯，高隈山地，肝属山地などの地形区が広がる．火山フロントから西側の火山フロントに近い地帯には，第四紀の火山が分布する．この地域の大きな特徴は，巨大カルデラを中心として火山区が形成されていることである．北から加久藤・小林カルデラ，始良カルデラ，阿多カルデラの各火山区が認められており，これらのカルデラをつないだ低地帯は鹿児島地溝と呼ばれる火山構造的陥没地となっている．鹿児島地溝の南半部は海水が入り鹿児島湾を形作っている．こうした，カルデラの巨大噴火によって形成された火砕流台地が南九州には広く分布し，これが南九州の文化・経済などの人間活動に直接・間接に多大の影響を与えてきた．

このような火山地帯の西側が大地形的には背弧と呼ばれる地帯で，薩摩半島から北薩がこれに属する．川内平野の位置は以上のような大地形構造のなかに位置づけられる．

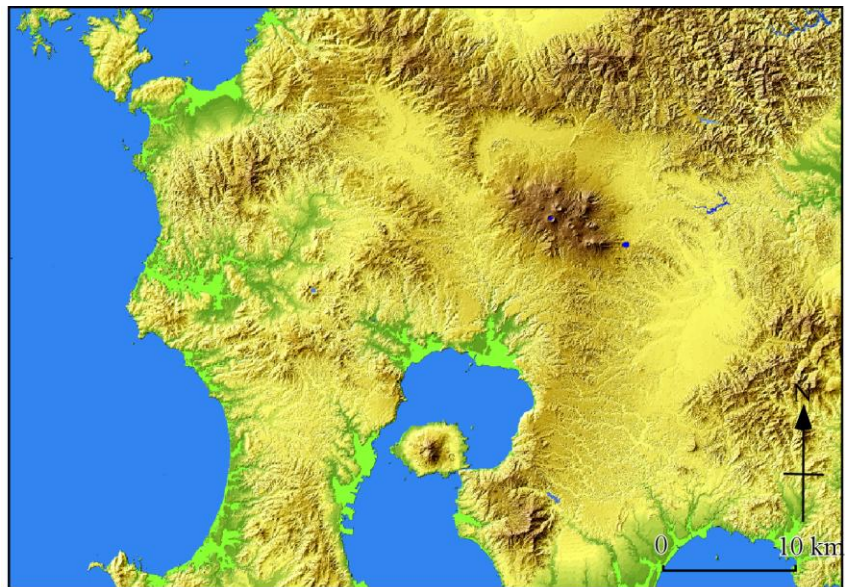


図 5 南九州の地形
作成法と標高の表示は図1に同じ．

2) 中・小地形

川内平野は，鹿児島ではもっとも長い川内川によって形成された．川内川流域は，北薩

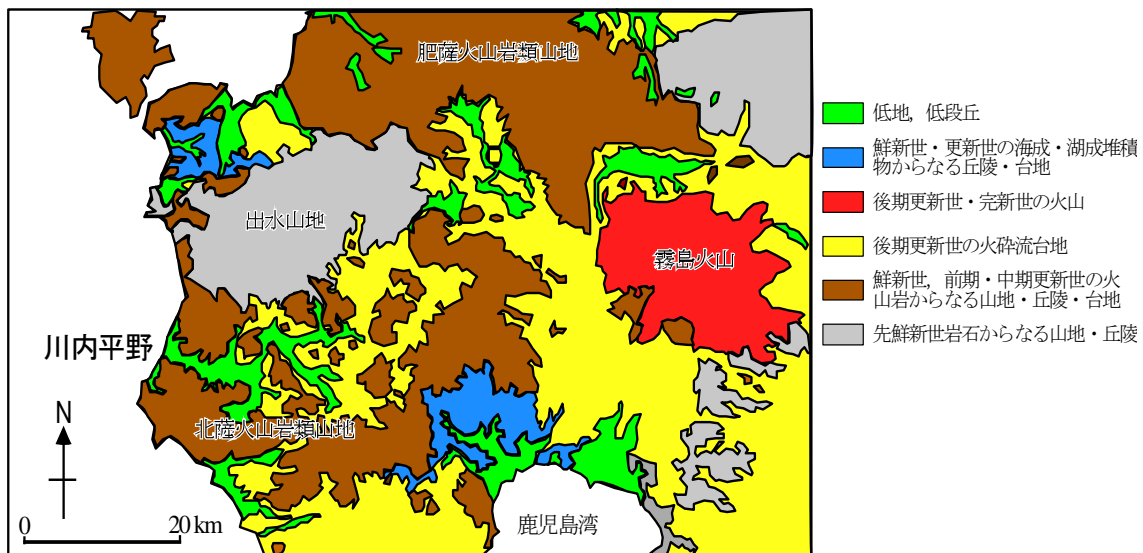


図 6 北薩とその周辺地域の地形分類
町田ほか(2001)に基づく

火山岩類・肥薩火山岩類と呼ばれる鮮新世から前期更新世の火山岩からなる丘陵・山地が広がる（図 5, 6）。流域の最上流には霧島火山がある。川内平野の北側には、九州山地と類似した岩石からなる出水山地の地塊が分布する。北薩の屈曲と呼ばれる構造的な折れ曲がりにより、古い山地を構成する基盤岩類がここで南に折れ曲がる。出水山地より南では、この基盤山地は低高度である。北薩火山岩類の分布する北薩から薩摩半島北部にかけては、顕著な基盤山地はなく、新第三紀・第四紀の火山岩類からなる低山・丘陵・台地が広がっている。薩摩半島中南部においてはこの基盤山地は鹿児島湾沿いに南北に走る主脈を構成している。これらの北薩火山岩類や四万十層群の基盤山地を侵食した低所部に、第四紀の火砕流台地が広く分布する。

3) 微地形

川内平野周辺はこうした火砕流台地、北薩火山岩類からなる低山や丘陵によって囲まれた低地帯に形成されている。川内平野は内陸に形成された盆地状の平野である（写真 3, 図 7）。これより下流では帯状の狭い氾濫原が河口まで続く。河口は東シナ海の外洋に直接面して



写真3 川内平野全景 寺山公園から

いるので、ここには、低地の拡大する余地は残されていない。

市街地の分布する内陸の低地—川内平野—は図 8 に示したように 3 種の微地形、すなわち自然堤防、旧河道、後背湿地によって構成されている。谷口付近には顕著な扇状地は認められない。自然堤防は現在の川内川沿いによく発達する。細かく見ると、右岸側が広い。上流の右岸側には自然

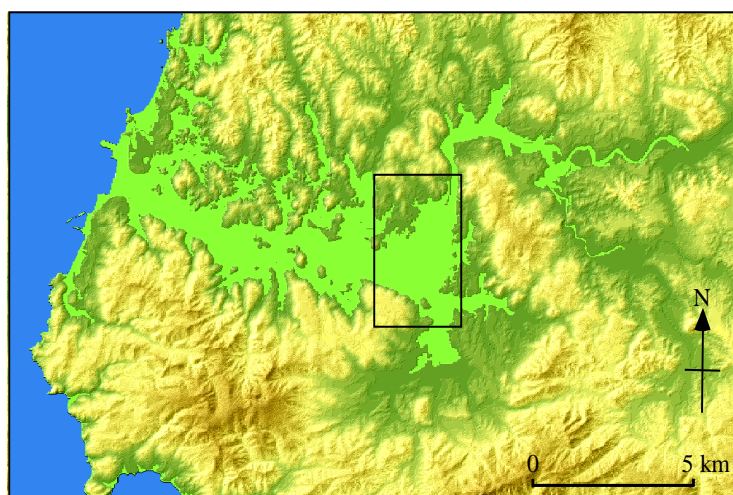


図 7: 川内平野とその周辺の地形

標高10m以下の黄緑部がほぼ平野の範囲を示す。実線の四角形は図5の地形分類図の範囲。図の作成法と標高の表示は図1に同じ。

堤防を切って直線的な旧河道が雁行状に配列する。こうしたことや、川内川が平野中央部で南東側に突出していることからみて、この川は右岸側から左岸側に徐々に移動してきたと考えられる。現在の川内川沿いに近い自然堤防上に縄文晩期の遺跡が立地していることからみて、この河川が現在の河道を通ったのは、少なくとも3,000年前より古い時期であり、移動後かなり長く、現河道付近を維持してきたことを示す。これにより、現在の川内川河道沿いに連続的によく発達した自然堤防が形成された。

これらの自然堤防と周辺の台地の間に後背湿地・谷底低地が分布する。川内川右岸側は川内川に台地と自然堤防によって平行して帯状に挟まれ、水はけの悪い低湿地が形成されている。

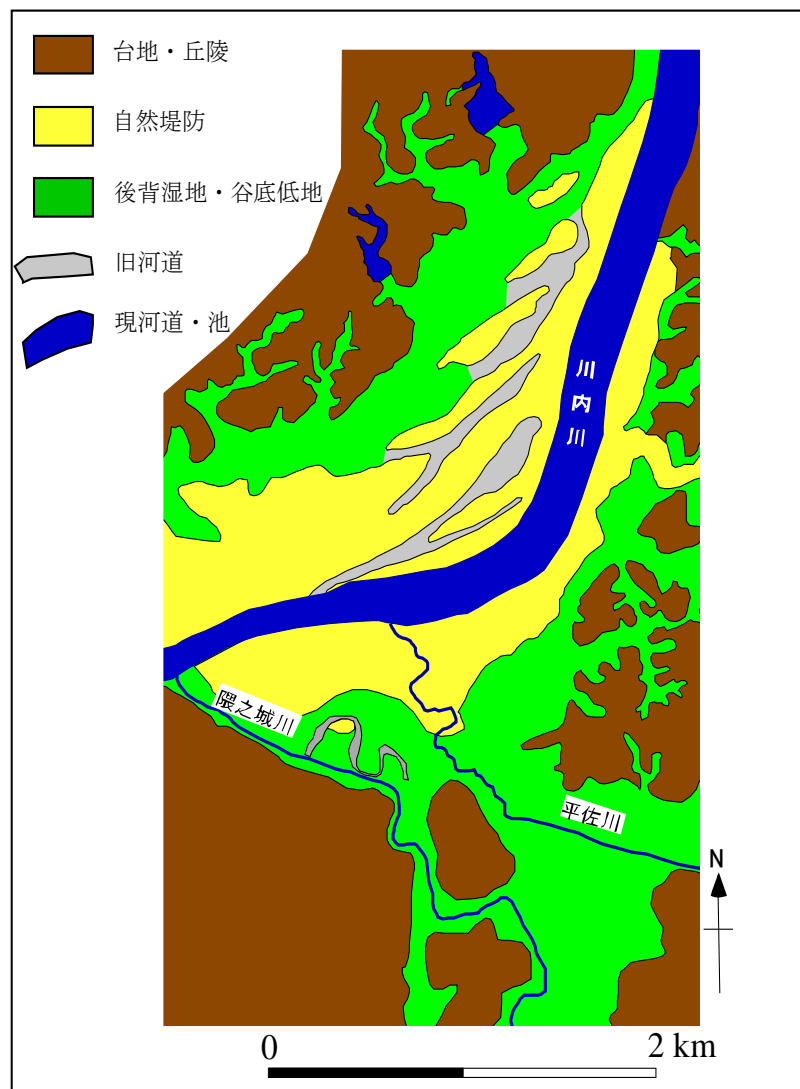


図 8 川内平野の地形分類

森脇(2005)に基づく

さらに開析された台地の谷底低地もこうした低湿地状の地形となっている。左岸側は、川内川中央屈曲部より上流側では、台地縁辺に自然堤防が発達し、開析谷の谷底低地を塞いでいる。こうした微地形分布は、台地内の谷底低地は水はけの悪い低湿地をなしていることを示唆する。川内川の中央屈曲部より下流側では平佐川と隈之城川によって形成された氾濫原からなる比較的広い谷底低地が広がっている。平佐川、隈之城川の自然堤防の発達はよくなく、広い湿性地となっている。平佐川は下流ではかつては蛇行河川となって川内川と合流していた(図8)が、その後の河川改修により隈之城川と合流している(図9)。下流側では隈之城川の旧河道が認められる。基は蛇行河川であったものが、人工的にカットされ直線的になっている。

4) 低地の堆積物

低地を構成する堆積物は、微地形とともに、市街地の立地環境を考える上で重要である。

直接的な災害という視点からみて、地盤の性質が地震などによる災害にも影響を与えるからである。間接的にも住環境には基本的な影響を与える。川内平野を構成する堆積物は、平野中央部を南北に横断した九州新幹線の線路沿いの地形・地質断面図から知ることができる（森脇，2005）。この断面は、新幹線の建設に伴う密度の高い試錐調査から得られた（図 9：森脇，2005）。北は薩摩国分寺の載る低い台地の東側にある湿地から中心市街地、川内駅を通り、隈之城川の低地帯に至るものである。この平野に分布するすべての微地形型を含んでおり、これらの微地形を構成する表層堆積物がかなりよく表現されている。



図 9 地形地質断面図（図 9, 10）の位置
茶色部は台地 森脇（2005）に基づく

川内川左岸地帯では（図 10：B-C 断面）、上流側が隈之城川の扇状地となっており、その扇状地堆積物である砂礫とこれを覆う氾濫堆積物が存在する。この下位には入戸火砕流堆積物が認められる。火砕流堆積物と扇状地砂礫層との間は不整合で、この境界がいわゆる沖積層の基底をなす。これより川内川側の地表面はほぼ水平となり、後背湿地帯に入る。ここの表層堆積物は最大層厚 5m ほどの厚い泥炭質の湿地堆積物からなる。この北部側の低湿地は人工埋立により、川内川沿いの自然堤防と同じ高さになっているが、川内川沿いの砂質の氾濫堆積物からなる自然堤防地帯とは異なる地盤構造であることがわかる。

泥質な湿地堆積物の下には砂質堆積物が広く認められる。現海面下 5m 付近には、入戸火砕流堆積物の平坦面がある。この面は、深さと平坦度から縄文海進がこの場所に及んだ時以降の、埋没波食棚

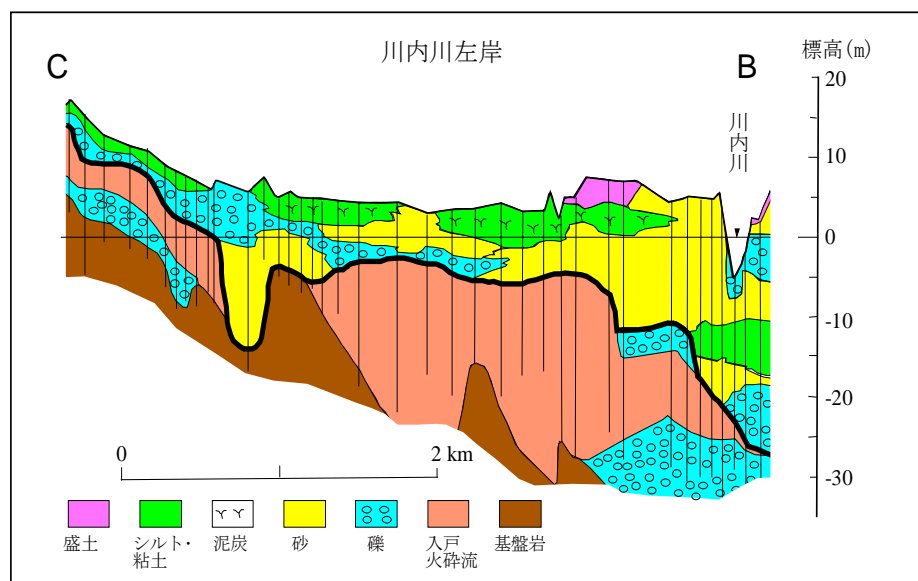


図 10 川内平野の地形地質断面—川内川左岸—

縦の実線は試錐位置 森脇（2005）に基づく

と推定される。これより、現川内川の方に沖積層は深くなっていき、-20m以上の深さでは、厚い礫層が存在する。

川内川右岸（図 11）ではこれに続く 10m 以上の厚い礫層が認められる。これは古川内川の河成礫堆積物と考えられ、現海面より低い最終氷期・晩氷期には、川内川は現在の川内川右岸地下を通過していたことを示す。この上位には海成の砂質堆積物が厚く堆積する。これと互層して、シルト堆積物がある。

現海面付近の高さにある礫層より上位が現在の微地形を構成する表層堆積物となる。川内川右岸を縁どる自然堤防（図 8）は砂質の氾濫堆積物からなる。その北側には泥質の湿地堆積物が分布する。全体にわたって表層は人工埋立土が載っているが、後背湿地のところでは厚く盛られ、地表は自然堤防の高さと同じ高さになっている。このように、現在の比高は変わらないが、人工埋立部分を取り除くと、後背湿地面が低いことがわかる。しかし、自然堤防と後背湿地の場所は、堆積構造は異なり、これが市街地の立地環境にも影響を与えられ

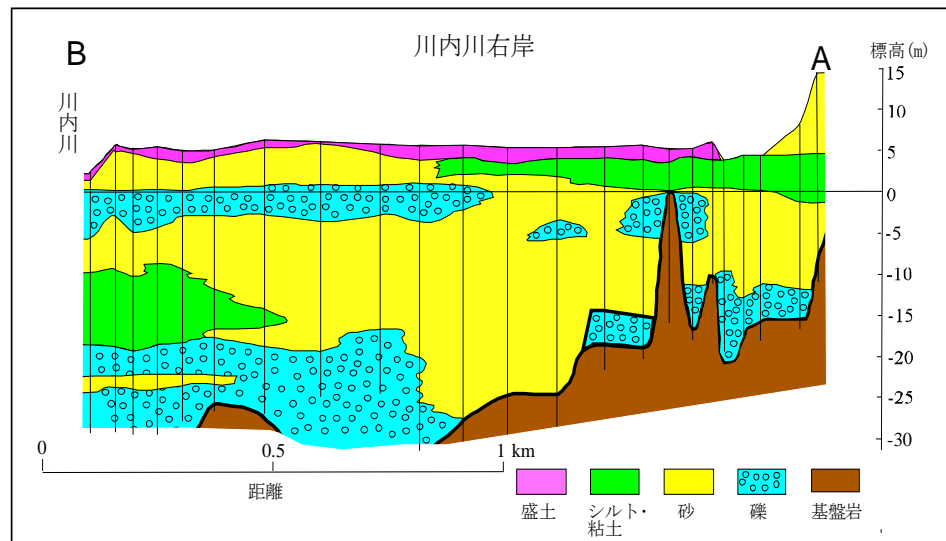


図 11 川内平野の地形地質断面—川内川右岸—
 縦の実線は試錐位置 森脇(2005)に基づく

4. 商業中心地の立地と地形環境の関係

川内地域（旧川内市）の売場面積全体のうち 61.9%（2004 年段階）を占める大規模小売店舗 19 軒（図 3）に焦点を当て、薩摩川内市の商業中心地について立地および地形環境との関係を述べる。19 軒のすべてが沖積低地に位置するのは、川内川に抱かれた街であることを如実に現している。中心市街地にある 4 店舗はいずれも 1980 年よりも前に出店しており、川内川左岸の自然堤防に立地している。その後の 1990 年代の大規模小売店舗の出店は川内川の右岸側で顕著で、国道 267 号に沿った 3 店舗は後背湿地や旧河道という低湿で洪水被害を受けやすい土地に立地する。2000 年代の出店が際立つ県道川内加治木線沿いの 4 店舗は支流の平佐川の谷底低地にあたり、本流からの洪水の影響は受けづらいとはいえ、自然堤防の発達がよくなく河道寄りではかなり低湿である。1990 年代にスーパーマーケットとホームセンター、2000 年代に全国チェーンの電気店が出店した隈之城地区（JR 駅の東側）の 4 店舗は支流隈之城川の谷底低地に立地する。この他のロードサイドに単独でみられる 4 軒は、川内川の自然堤防、後背湿地、支流の谷底低地と地形環境はそれぞれである。

社会・経済的な要因によって変化してきた商業中心地の立地を、自然環境条件、とりわけここで検討した地形・地質的側面から評価することは住環境や災害環境を考えるうえで重要である。初期の中心市街地は、川内川左岸の自然堤防を中心にそこから後背湿地にかけて立地していた。そこは自然地形的には微高地から低湿地への移行帯で、表層堆積物は自然堤防が砂質堆積物、後背湿地が軟弱な泥質堆積物である。1990 年代に移動した川内川右岸の国道 267 号線沿いは後背湿地が卓越しており、その表層を覆う人工埋立土は締まりがよくなく、地震動や水害に対する脆弱性の高さに注意を払う必要がある。

主な経済活動の場である商業中心地の立地変遷は、現代の経済・社会条件の変化を駆動力としているが、長期にわたる人間の土地占拠の変化史の一つの断面として位置づけることができる。各時代における立地要因は、その時代ごとの社会的・文化的・経済的要因と自然環境的要因とのダイナミズムによって決まる。時代をさかのぼるほど、自然環境要因が土地占拠の決定に対して大きな比重を占める。低地でいえば、大規模な堤防などの構築物のない時代には人々は水害などの条件に耐えうるような適地、すなわち自然堤防などを占拠し、自然環境に適応して住んでいたものが、近・現代にいたると自然環境を改変したり、設備を設けたりして居住可能な土地へと変化させてきている。

中心市街地の歴史の項で振り返ったように、古くからの街の中心は交通の要衝のほか洪水を回避しやすい位置を巧みに選んで立地している。規制緩和やモータリゼーションを機に出店が相次いだ場所は、それまで居住空間には不向きで、低湿ゆえに水田として利用されていた場合が多い。環境負荷が少なく、持続可能性が高い 21 世紀型社会を形作っていくうえで、土地環境が相対的に優れている中心市街地が再評価されるのはほぼ間違いない。ただし、復権への道程には、中・長期の見方ならびに携わる人々や組織の絶えざる努力と模索が不可欠である。

5. おわりに

薩摩川内市では、大店法時代に規制緩和の進んだ 1990 年代初めから、大店立地法へ移行した旧まちづくり 3 法時代にかけて、大規模小売店舗が中心市街地から幹線道路のロードサイドを中心に郊外へ展開していった。本稿は、経済活動に伴う現代の土地占拠の変化に対して、自然条件とりわけ地形環境がどのような関わりを持っているかを検討した一つの試みである。今回川内平野で確認された、大規模小売店舗の立地変遷は、規制緩和という政策的要因と現代の自動車社会の発達を要因として引き起こされた。自然環境条件のうち地形・地質条件からみると、自然堤防から後背湿地・谷底低地への立地変化が認められる。この変化は、自然条件からは災害に対する脆弱性の増加と評価される。地形高度的な問題は、盛土などの自然改変によって緩和されるとはいえ、地質条件はやはり異なり、それが人間活動に影響を与えることは、地盤災害をひとつ挙げただけでも明らかである。

経済・社会活動に伴う現代の土地占拠の変化をこうした視座でとらえた研究は少ない。土地占拠の変化に関しては、大は、東アフリカにおける人類発生から現代にいたる人類の拡散とその要因、小は、個人の住居移動まで様々である。旧石器時代から現代に至るまで様々なレベルで考察やモデルが出されている（貝塚，1997 など）。こうしたエクメーネないし生活空間の拡大・変化に関わる研究は、人類はなぜどのように動くのかという根源的問題を明らかにする意味でも重要である。本稿で取り上げたテーマも、こうしたコンテキストを系統的に明らかにするうえで、大きく貢献するものといえる。長期的な人類の土地占拠の研究史のなかに本研究がどのように位置づけられるか、今後さらに検討を重ねていきたい。

謝辞 本稿の作成にあたり、鹿児島大学法文学部の南直子氏には図の整理等を手伝っていただいた。英文タイトルは、鹿児島大学法文学部 Steve Cother 氏に校閲していただいた。厚くお礼申し上げます。

引用文献

- 貝塚爽平 (1997) 「人類史・自然史の時空ダイヤグラム (ポケットの小さな色エンピツ 12)」. 『地理』, 42 (4), 14-15.
- 衣川 恵 (2009) 「まちづくり 3 法と青森市中活事業の事例」. 『地域総合研究』, 36 (1・2), 1-12.
- 町田 洋・太田陽子・河名俊男・森脇 広・長岡信治 (2001) 『日本の地形 7 九州・南西諸島』. 東京大学出版会, 355p.
- 森脇 広 (2005) 「京田遺跡周辺の地形・地質環境」. 『鹿児島県立文化財センター発掘調査報告 81 京田遺跡』, 167-171.

Nagasako, T. (2004 MS) Landscape evolution and its implications for human occupation in a volcanic field, Southern Kyushu, Japan. *Dissertation for a Degree of Doctor of Science Tokyo Metropolitan University*.

薩摩川内市 (2008) 『薩摩川内市中心市街地活性化基本計画』. 143p.

矢作 弘 (2006) 「まちづくり三法改正のねらいと土地利用の課題」. 矢作 弘・瀬田史彦 編 『中心市街地活性化三法改正とまちづくり』, 学芸出版社, 14-22.

山田安彦・山崎謹哉編 (1997) 『歴史のふるい都市群 12—南九州地方の都市—』. 大明堂, 239p.

横森豊雄・久場清弘・長坂泰之 (2008) 『失敗に学ぶ中心市街地活性化』. 学芸出版社, 223p.